

## 函館市環境管理委員会設置要領

### (設置)

第1条 函館市環境配慮率先行動計画（以下「率先行動計画」という。）の円滑な推進および確実な実行を図るため、函館市環境管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

2 委員長は、環境部次長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

4 委員は、環境管理委員をもって充てる。

5 委員長は、特に必要があると認めるときは、審議事項に関係のある職員に委員会への出席を求めることができる。

### (審議事項)

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

(1) 環境目的および目標の策定に関すること。

(2) 率先行動計画の実施、維持および管理に関すること。

(3) 率先行動計画の見直しに関すること。

(4) その他率先行動計画に関して、環境管理責任者が必要と認めること。

### (招集)

第4条 委員会は、委員長が招集し主宰する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて開催する。

2 委員会には特別委員として環境管理責任者が出席できるものとする。

3 会議は、別記様式により記録し、事務局が3年間保管する。

### (専門部会)

第6条 委員会は、特定の事項を調査させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員をもってこれに充てる。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を処理し、部会の調査の経過および結果を委員会に報告する。

### (内部監査チーム)

第7条 委員会は、率先行動計画の実施状況などを監査するため、内部環境監査チームを置くことができる。

2 内部環境監査チームは、委員会が指名する者をもって組織する。

3 内部環境監査チームに主任監査委員を置き、環境管理総括者の指名する者をもってこれに充てる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境部環境総務課で行う。

(その他)

第9条 この要領で定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年2月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式

函館市環境管理委員会会議録

環境管理 責任者	委員長	副委員長	環境管理 事務局長	担当者	作成日
					年 月 日

開催日時	年 月 日 ( ) : ~ :			場所	
出席者					
審議事項	審議内容	資料	審議結果		
<input type="checkbox"/> 環境目的・目標 <input type="checkbox"/> 実施・維持管理 <input type="checkbox"/> マニュアル等策定 <input type="checkbox"/> その他					
審議概要					
事務局対応方針					
連絡事項					

